一三、キッコーマン醤油株式会社に対する件

昭和五三年（排）第一号

排除命令

千葉県野田市野田三三九番地
キッコーマン醤油株式会社
右代表者　代表取締役　茂木佐平治

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　キッコーマン醤油株式会社は、マンズワイン製品の販売に関し、東京都所在の酒類の小売業者を対象に、昭和五二年八月二三日から同月三一日までを期間とし、「秋季キャンペーン」と称して行った景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和四二年公正取引委員会告示第一七号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示するとともに、右小売業者に対し、これと同一内容の通知をしなければならない。この公示及び通知の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、マンズワイン製品の販売に関し、酒類の小売業者に対して、「事業者に対する景品類

の提供に関する事項の制限」第二項各号に掲げる景品類を除く景品類の提供を行うときは、あらかじめ、当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示及び通知について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　キッコーマン醤油株式会社（以下「キッコーマン醤油」という。）は、肩書地に本店を置き、しょう油、ソース等の調味料の製造販売業及び酒類等の飲料その他食料品の販売業を営む事業者である。

二　キッコーマン醤油は、東京都所在の酒類の小売業者を対象に、「秋季キャンペーン」と称して、昭和五二年八月二三日から同月三一日までを期間とし、期間中に同社が販売するマンズワイン製品（「クッキングワイン」、「エコノミーマンズワイン」及び「クラレットパンチ」を除く。以下同じ。）を購入した右小売業者に対し、あらかじめ定めた次表の購入数量に応じ、次表の景品類を提供することを企画し、この企画に基づいて右商品を販売した。

購入数量	景品類
三ケース	玉ねぎ一〇キログラム（約一、四〇〇円）又はしょう油二リットル入り三本（約一、一〇〇円）
五ケース	なし一〇キログラム（約三、四〇〇円）又はしょう油二リットル入り六本（約二、二〇〇円）
一〇ケース	サンキストオレンジ九キログラム（約六、〇〇〇円）又はトランジスタラジオ（七、八〇〇円相当）
二〇ケース	ポケットカメラ（二万一〇〇〇円相当）、クリアーラック（一万五〇〇〇円相当）又はかに缶六個（約九、〇〇〇円）
三〇ケース	ミニサイクル（約二万七〇〇〇円相当）又は腕時計（三万円相当）

五〇ケース	腕時計（五万円相当）又はカセットテープレコーダー（約四万四〇〇〇円相当）
一〇〇ケース	一三型カラーテレビ（約八万六〇〇〇円相当）又は原動機付自転車（約五万九〇〇〇円相当）
二〇〇ケース	ステレオセット（約一八万円相当）又はビデオカセット（二二万八〇〇〇円相当）

三　キッコーマン醤油が、酒類の小売業者一名に対し提供することができる景品類の価額は、年一〇万円までであるところ、前記記載の景品類のうちマンズワイン製品二〇〇ケースを購入した者に提供するステレオセット（約一八万円相当）又はビデオカセット（二二万八〇〇〇円相当）の価額は、いずれもこの制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、キッコーマン醤油の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「事業者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五三年三月一七日

公正取引委員会

委員長　橋口　收

委員　青山春樹

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔